

手柄山スポーツ施設整備運営事業 実施方針

令和3年1月8日
兵庫県姫路市

— 目 次 —

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容.....	1
2 特定事業の選定及び公表.....	5
第2章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
1 立地条件.....	6
2 施設の構成.....	6
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定方法.....	7
2 事業者の募集及び選定の手順.....	7
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	12
4 審査及び選定.....	17
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 責任分担に関する基本的な考え方.....	19
2 予想されるリスクと責任分担.....	19
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	19
4 事業の実施状況の監視.....	19
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
4 金融機関と市の協議（直接協定）.....	24
5 その他.....	24
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1 法制上及び税制上の措置.....	25
2 財政上及び金融上の支援.....	25
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
1 議会の議決.....	26
2 指定管理者の指定.....	26
3 情報公開及び情報提供.....	26
4 本事業において使用する言語等.....	26
5 応募に伴う費用負担.....	26
6 実施方針に関する問合せ先.....	26

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名

手柄山スポーツ施設整備運営事業（以下、「本事業」という。また、手柄山スポーツ施設は、以下、「本件施設」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類

公園施設（体育館及び水泳プール他）

(3) 公共施設等の管理者の名称

姫路市長 清元 秀泰

(4) 事業の目的

本事業は、平成 29 年 1 月策定の「手柄山中央公園整備基本計画」に基づき、実施するものである。同計画は、園内施設の著しい老朽化等の課題や JR 姫路・英賀保間新駅の構想、文化センターの移転への対応に迫られていたため、園内施設の再配置を中心とする新設、改良等の中長期的な整備方針を示している。その中で、令和 7 年度を整備目標とする新体育館、全天候型屋内 50m・25m プール及びレジャープールを整備することとしており、大規模スポーツ大会の開催が可能な施設整備を行うことで、市民がトップスポーツを観戦し、生涯スポーツの参加意欲を高め、競技レベルを向上させることができるよう、本市スポーツの拠点としてスポーツ施設の整備を目指すこととしている。

また、同計画を踏まえ、平成 31 年 3 月に「手柄山スポーツ施設整備基本計画」を策定、「多様なニーズに対応できる拠点性の高いスポーツ施設」「手柄山中央公園の玄関口となるスポーツ施設」「レクリエーション空間として機能するスポーツ施設」を基本コンセプトとしている。

本事業では、「手柄山中央公園整備基本計画」等に掲げる目的を実現し、かつ民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、姫路市（以下、「市」という。）と民間事業者が連携することでより良質で効果的なサービスの提供を行うため、本件施設の整備・運営について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

(5) 事業の内容

ア 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設（本件施設の建物本体、建築設備、付帯施設、植栽・外構等を含む全ての施設をいう）を設計及

び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の運営及び維持管理業務を実施するB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月末日までとする。

ウ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、業務要求水準書（案）を参照すること。

（ア）設計・建設業務

- a 要求水準確認計画書・報告書の作成・提出
- b 事前調査業務
- c 設計業務
- d 建設業務
- e 工事監理業務
- f 備品調達、設置業務
- g 周辺対策業務
- h 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務
- i 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務
- j 年度・中間・竣工検査及び引き渡し業務
- k その他これらを実施するうえで必要な関連業務

（イ）開業準備業務

- a 予約システム等整備業務
- b 事前広報、利用受付業務
- c 開業準備期間中の対象施設の運営・維持管理業務
- d 開館式典及び内覧会等の実施業務
- e プール公認取得申請業務

（ウ）運営業務

- a 総合管理業務
- b 利用受付業務
- c 広報・P R業務
- d トレーニング等指導・相談業務
- e プール監視業務
- f プールの水質等衛生管理業務

- g プール公認更新申請業務
- h 自主提案事業

(エ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 備品等保守管理業務
- d 修繕・更新業務
- e 外構施設保守管理業務
- f 植栽管理業務
- g 環境衛生管理業務
- h 清掃業務
- i 警備業務
- j 駐輪場管理業務
- k 長期修繕計画作成業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

(ア) 本件施設の設計及び建設のサービス購入料

本件施設の設計及び建設に要する費用で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額を支払う。

当該サービス購入料に関して、一定の額については、建設一時金として令和4年度から令和8年度の施設整備期間の年度ごとに、事業者を支払うことを想定している。各年度の支払限度額は、市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した額とすることを想定している。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本件施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から前述の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

(イ) 開業準備のサービス購入料

本件施設の開業準備に要する費用で、事業者の提案金額を基に、事業契約において予め定める額を本件施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。

(ウ) 運営・維持管理のサービス購入料

本件施設の運営・維持管理に要する費用のうち、光熱水費を除く部分で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額である。

市への本件施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

(エ) 運営・維持管理に要する光熱水費

本件施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額である。

市への本件施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

(オ) 運営収入

事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項に基づき、本件施設の利用料金収入を自らの収入として収受することができる。

また、事業者は、自らの提案（自主事業）により、本事業の目的に合致する範囲内において、本件施設を利用した教室事業等を実施することができ、その収入を得ることができる。

さらに、飲食施設、コンビニエンスストア、その他自主的に設置する自主提案施設による利用料金収入を自らの収入として収受することができる。

オ 資金調達

事業者は、本事業の実施に当たり、本件施設の設計及び建設に係る対価のうち、建設一時金で不足する額については、プロジェクトファイナンスを活用し、資金調達を行うこと。

(6) 事業の実施スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは次表を予定している。

項目	スケジュール
事業契約締結	令和 3 年 12 月
設計・建設業務期間	令和 4 年 1 月～令和 8 年 5 月
開業準備業務期間	令和 8 年 6 月～令和 8 年 9 月
運営・維持管理業務期間	令和 8 年 10 月～令和 23 年 3 月

(7) 事業終了後の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本件施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。建物竣工時においてはライフサイクルを 60 年以上とした長期修繕計画書を策定し、市に提出すること。その後、事業期間終了 2 年前には施設の状況についてチェック・評価を行ったうえ、上記計画の時点修正を行い、報告書を市に提出すること。

(8) 実施方針の変更

実施方針公表後における事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市のホームページで公表する。

(9) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

(10) 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱うこと。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減や公共サービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで、定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市のホームページで速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

第2章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

事業用地の概要は次表のとおりである。

項目	内容
① 所在地	兵庫県姫路市西延末
② 用途地域	近隣商業地域
③ 敷地面積	約 43,000 m ²
④ 法定建蔽率	60% (都市公園法における建蔽率 16%)
⑤ 法定容積率	200%

2 施設の構成

対象施設の構成の概要は次表のとおりである。

区分	概要
新体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○メインアリーナ 観客席 5,000 席以上 ○サブアリーナ 観客席 240 席以上 ○卓球場 10 台 ○柔道場 4 面 観客席 200 席以上 ○剣道場 4 面 観客席 200 席以上 ○弓道場 近的・遠的兼用、観客席 200 席以上 ○その他 トレーニングルーム、多目的スタジオ、ランニングコース、キッズコーナー、会議室、研修室、更衣室、器具庫、観覧席（兼会議室）、医療室 等
屋内競技用プール	<ul style="list-style-type: none"> ○50m プール <ul style="list-style-type: none"> ・長水路 (50m)、短水路 (25m) 兼用の公認 50m プール【10 レーン (公認 8 レーン以上)】 ・観客席 2,500 席以上 (臨時席を含む) ・水深 0~3m (可動床) ○25m プール <ul style="list-style-type: none"> ・8 レーン、水深 1.35m 以上 ・観客席 120 席以上 ○その他 会議室、更衣室、シャワー室、器具庫、医療室 等
附属プール用地 (屋外)	<ul style="list-style-type: none"> ・附属プール用地として 8,500 m² 程度確保すること。 ・常設施設 (スライダー等)、多目的広場
自主提案施設	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提案による

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、運営及び維持管理の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価落札方式による制限付一般競争入札により行うものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

時 期	内 容
令和3年 1月8日（金）	実施方針等の公表
令和3年 1月20日（水）	実施方針等に関する説明会及び現地見学会
令和3年 1月25日（月） ～1月29日（金）	実施方針等への質問及び意見の受付
令和3年 2月19日（金）	実施方針等への質問に対する回答公表
令和3年 2月22日（月） ～2月26日（金）	個別対話の受付
令和3年 3月8日（月） ～3月12日（金）	個別対話の実施
令和3年 3月下旬頃	個別対話に関する対話内容の公表
令和3年 3月下旬頃	特定事業の選定の公表
令和3年 4月上旬頃	入札公告及び入札説明書等の公表
令和3年 4月中旬頃	現地見学会
令和3年 4月下旬頃	入札説明書等に関する質問受付締切①
令和3年 5月下旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答公表①
令和3年 6月上旬頃	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切
令和3年 6月中旬頃	入札参加資格審査結果の通知
令和3年 6月中旬頃	入札説明書等に関する質問受付締切②
令和3年 7月上旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答公表②
令和3年 8月下旬頃	入札書及び提案書の受付締切
令和3年 10月上旬頃	提案書に関する事業者ヒアリング（プレゼンテーションを含む）
令和3年 10月上旬頃	落札者の決定及び公表
令和3年 10月中旬頃	落札者との基本協定締結
令和3年 11月上旬頃	仮契約締結
令和3年 12月末	事業契約締結

(2) 募集及び選定の手続等

ア 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

(ア) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会を次のとおり開催する。

- a 日時：令和3年1月20日（水）午後2時00分～午後3時00分
- b 場所：姫路市勤労市民会館
- c 住所：兵庫県姫路市中地354番地
- d 参加者：本事業の入札に参加しようとする事業者とし、1者2名まで
- e 参加方法等：

令和3年1月18日（月）午後5時までに「実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」（第1号様式）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。また、説明会で実施方針等の配布は行わない。

提出先：姫路市都市拠点整備本部手柄山中央公園整備室

E-mail：tegarayama@city.himeji.lg.jp

(イ) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

- a 日時：令和3年1月20日（水）午後3時30分～午後4時30分
- b 場所：建設予定地
- c 住所：兵庫県姫路市西延末
- d 参加者：本事業の入札に参加しようとする事業者とし、1者4名まで
- e 参加方法等：

令和3年1月18日（月）午後5時までに「実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」（第1号様式）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。また、見学会で実施方針等の配布は行わない。

提出先：姫路市都市拠点整備本部手柄山中央公園整備室

E-mail：tegarayama@city.himeji.lg.jp

イ 実施方針等への質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和3年1月25日（月）午前9時30分～1月29日（金）午後5時

(イ) 提出資格：

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を提出しようとする者は次の事項を満たしていること。

- a 本事業の入札に参加しようとする事業者
- b 「第3章 3 応募者の備えるべき参加資格要件」の各項目を満たす、また

は満たす見込みである事業者

(ウ) 受付方法：

「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書」（第2号様式）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。

提出先：姫路市都市拠点整備本部手柄山中央公園整備室

E-mail：tegarayama@city.himeji.lg.jp

ウ 実施方針等への質問・意見に対する回答

実施方針及び要求水準（案）に関する質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年2月19日（金）に、市のホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

エ 個別対話

個別対話は、事業をよりよいものとするため、実施方針、要求水準書（案）についての意見を聴取し、サービス水準の質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的として、実施するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(ア) 実施日時：令和3年3月8日（月）～3月12日（金）

時間は参加申込みの状況に応じて市が決定する。

(イ) 開催場所：場所は参加申込みの状況に応じて市が決定する。

(ウ) 参加資格及び参加人数：

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。なお、参加者は1者2名までとする。

- a 本事業の入札に参加しようとする事業者
- b 個別対話の実施日に「第3章 3 応募者の備えるべき参加資格要件」の各項目を満たす、または満たす見込みである事業者

(エ) 参加方法等：

令和3年2月22日（月）から2月26日（金）午後5時までに「個別対話申込書」（第3号様式）を作成した上で、E-mailに添付し、下記に提出すること。

提出先：姫路市都市拠点整備本部手柄山中央公園整備室

E-mail：tegarayama@city.himeji.lg.jp

(オ) 実施日時等の確定

個別対話の実施日時等については、参加申込みのあった事業者（以下、この項目においては「参加者」という。）全てに別途連絡する。

(カ) 個別対話の位置付け

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容に関わる可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、原則公開しないものとする。

(キ) 留意事項等

a 留意事項

- (a) 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- (b) 個別対話の内容で、公平性の観点から全ての参加者に周知すべき事項があった場合には、その内容を市のホームページで明らかにする場合がある。
- (c) 個別対話におけるやりとりをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- (d) 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。

b 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は45分程度とする。45分間を必要としなかった場合は、45分間経過以前でも終了可能とする。

c 個別対話の進め方

- (a) 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- (b) 市から、事業等について説明を行う必要がある場合は、全ての参加者に対して同じ内容の説明を行う。
- (c) 自己紹介は不要とし、名刺交換は行わない。

オ 特定事業の選定・公表

PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を市のホームページで公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

カ 入札公告・入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等を市のホームページで公表する。

- キ 本件施設現地見学会
本件施設現地見学会の開催を予定している。本件施設現地見学会の内容等は「入札説明書」に示す。
- ク 入札説明書等に関する質問受付①
入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「入札説明書」に示す。
- ケ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表①
入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「入札説明書」に示す。
- コ 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知
本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加資格審査書類を提出した者（以下、「参加資格審査書類提出者」という。）に通知する。通知の方法等は「入札説明書」に示す。
- サ 入札説明書等に関する質問受付②
入札参加者を対象に入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「入札説明書」に示す。
- シ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表②
入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「入札説明書」に示す。
- ス 入札書及び提案書の受付
入札参加資格審査を通過した者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。
入札書及び提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「入札説明書」に示す。
- セ 落札者の決定及び公表
提出された入札書及び提案書について総合的に評価を行い、手柄山スポーツ施設整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て、市が落札者を決定する。審査の結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページで公表する。
- ソ 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

タ 事業契約締結

市は、落札者との間で締結した基本協定に基づき、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮契約を締結した後、PFI法第12条に規定された事業契約の締結に関する姫路市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。なお、以下に定める企業は法人に限るものとする。

ア 応募者は、本件施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本件施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本件施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）、及び本件施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。建設企業は複数の企業と共同とし、設計企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとし、以下（ア）から（オ）の業務以外の業務を実施する企業は「その他企業」とする。

(ア) 設計企業：設計業務

(イ) 建設企業：建設業務

(ウ) 工事監理企業：工事監理業務

(エ) 維持管理企業：建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務

(オ) 運営企業：総合管理業務、利用受付業務

(カ) その他企業：その他の業務を実施する企業のほか、必要に応じて構成員に、自主提案事業、資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本関係又は人的関係等のある者が兼ねることはできない。また、建設企業は、相互に資本関係又は人的関係等のある者であってはならない。

ウ 上記イにおいて、「資本関係又は人的関係等のある者」とは、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する者をいう。（以下に同じ。）

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

エ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。なお、SPCから直接業務の受託・請負ができるのは構成員に限られる。

(ア) 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続を行う企業

(イ) 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

(ウ) 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

オ 構成員は、2以上の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本関係又は人的関係等にある者についても、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 落札者は、仮契約締結までに会社法に定める株式会社としてSPCを設立し、代表企業と構成企業は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPCは、姫路市内に設立するものとする。

キ SPCの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

① 共通の参加資格要件

応募者の構成員は、いずれも次に掲げる各要件を満たすこと。

- ア 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）に該当しない者。
- イ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者又は指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者。
- ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者。
- エ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
- カ 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）第 3 条の規定による納税の猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に国税の滞納がないもの、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 9 条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がないもの）。
- キ 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者。
- ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本関係又は人的関係等のある者でないこと

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号

・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号 築地第一長岡ビル 1002 号

- ケ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本関係又は人的関係等のある者でないこと。なお、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

コ P F I 法第 9 条の各号に該当しない者。

② 応募者の入札参加資格要件

応募者の構成員は、それぞれ次に掲げる各要件を満たすこと。

ア 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ 1 者は全ての要件を満たしていること。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。ただし、公告時において、本告示の改正等があった場合については、改正後の告示の内容によるものとする。以下「告示第 408 号」という。）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、建築コンサルタントの業種において競争入札に参加する資格を有している者であること。

（ウ）競争入札の参加者の格付け基準等について（令和 2 年姫路市告示第 165 号。ただし、公告時において、本告示の改正等があった場合については、改正後の告示の内容によるものとする。以下「告示第 165 号」という。）第 2 項に規定する建築コンサルタントの格付けが A ランクであること。

（エ）平成 13 年 4 月 1 日以降に完了した、次に掲げる a 又は b について、元請として有すること。なお、共同企業体で履行した実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

a 一の建築物において延床面積 5,000 m²以上かつ主たる体育室の競技床面積 1,000 m²以上の体育館（新築または改築に限る）の実施設計の履行実績

b 25 m 以上の屋内プールを有する施設（新築または改築に限る）の実施設計の履行実績

イ 建設企業は、全ての企業が（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ 1 者は全ての要件を満たすものとする。なお、構成員のうち 2 者以上は、市内業者（入札公告日の前日において本店等が姫路市内にある者。以下同じ。）であること。

（ア）建築一式工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項の特定建設業の許可を受けている者。

（イ）告示第 408 号第 5 項の規定により業者登録名簿に登録されている者。

（ウ）告示第 165 号第 1 項に規定する工事業種の格付けが、市内業者で A ランク以上、準市内業者（入札公告日の前日において姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等がある者）又は市外業者（市内業者、準市内業者以外の全ての者）については S ランクであること。

- (エ) 令和3年度競争入札の参加者の格付基準とした建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の12（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、建築一式工事の総合評定値が1500点以上あり、建築一式工事の完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額が200億円以上であること。
- (オ) 平成13年4月1日以降に完了した、次に掲げるa又はbについて、元請として有すること。なお、共同企業体で施工した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が20%以上であること。
- a 一の建築物において延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館（新築または改築に限る）の建設工事の施工実績
- b 25m以上の屋内プールを有する施設（新築または改築に限る）の建築工事の施工実績
- ウ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ1者は全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登載され、建築コンサルタントの業種において競争入札に参加する資格を有している者であること。
- (ウ) 告示第165号第2項に規定する建築コンサルタントの格付がAランクであること。
- (エ) 平成13年4月1日以降に完了した、次に掲げるa又はbについて、元請として有すること。なお、共同企業体で履行した実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。
- a 一の建築物において延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館（新築または改築に限る）の実施設計又は工事監理業務の履行実績
- b 25m以上の屋内プールを有する施設（新築または改築に限る）の実施設計の履行実績
- エ 維持管理企業の前記①以外の要件は改めて公表する。
- オ 運営企業の前記①以外の要件は改めて公表する。
- カ その他企業の前記①以外の要件は改めて公表する。

なお、令和3年度業者登録手続を以下のとおり実施するため、参加要件を満たしていない者は手続をすること。また、建設企業については令和3年度格付け手続を同時に実施しているため、既に業者登録名簿に登載されている者についても手続をすること。

受付期間：令和3年1月5日（火）～令和3年1月29日（金）

問合せ先：姫路市財政局財務部契約課

電話：079 - 221-2236

※申請方法によって申請期間が異なるため、市ホームページ等で必ず確認すること。

(2) 地域貢献への配慮事項

構成企業及び協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

(3) 入札参加資格の審査

入札参加資格の審査は、入札参加資格審査書類の受付締切日以降に行う。ただし、入札参加資格審査後、落札者決定の日までの間に、応募者の構成員が上記入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

(4) 構成員の変更

参加表明書（入札参加資格審査書類）受付締切日以降において、代表企業の変更は認めない。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更も、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

4 審査及び選定

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。また、審査に当たり、応募者からのヒアリングを実施する予定である。なお、選定委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

(2) 審査の方法

ア 提案書審査

「落札者決定基準書」に従って、選定委員会において提案書等の審査を総合的に評価し、最優秀提案を選定する。評価は、応募者の提出した提案内容について

て、評価項目ごとに得点化して行う。

イ 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準書」に示す。

ウ 審査結果

審査結果は公表する。

(3) 入札書類等の取り扱い

ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として決定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設的设计・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「表 リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとする。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書(案)において定めるものとする。

4 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設的设计・建設及び運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行い、事業者もセルフモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書(案)に定める。

また、事業者の提供する施設的设计・建設及び運営・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書(案)に示すものとする。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	法人税の変更		○
		5	本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○	
		6	サービス対価の支払いに係る消費税法(昭和63年法律第108号)の変更	○	
	許認可取得遅延	7	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		8	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	9	本事業を行政サービスとして実施すること及び市からの提示条件（自主提案事業を除く）に関する住民運動等	○	
		10	上記以外の調査・工事等の事業者の業務に関する住民運動等		○
	環境問題	11	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	12	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		13	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	14	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	15	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動（※1）	○	○
		16	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		17	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	18	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	○
		19	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	○
	資金調達	20	市が必要な資金を調達できない場合	○	
		21	事業者が必要な資金を調達できない場合		○
	本事業の中止・延期	22	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		23	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	24	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	25	不可抗力（暴風、豪雨、高潮、地震、火災、騒乱、暴動その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約履行不能	○	○

契約	入札費用	26	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	27	市の責めにより事業契約が締結できない、または遅延した場合	○	
		28	事業者の責めにより事業契約が締結できない、または遅延した場合		○
		29	上記以外の事由による事業契約が締結できない、または遅延した場合	○	○
設計	測量・調査	30	市が実施した測量、調査の不備、誤り等に関するもの	○	
		31	事業者が実施した測量、調査の不備、誤り等に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	32	市の帰責事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）により変更する場合	○	
		33	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	34	市の帰責事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		35	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	36	市の帰責事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）により遅延した場合の損害	○	
37		事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○	
建設	用地の確保	38	本件施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		39	本件施設建設予定地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	40	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		41	市が公表した資料から予測できないもの	○	
	地質・地盤	42	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		43	市が公表した資料から予測できないもの	○	
	埋蔵文化財発見	44	予見できない埋蔵文化財が発見された場合	○	
	工事遅延	45	市の帰責事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）によるもの	○	
		46	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	47	市の帰責事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）によるもの	○	
		48	事業者の帰責事由によるもの		○
	地盤沈下	49	工事に伴う地盤の沈下による工事費の増加		○
	要求性能未達	50	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	51	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	52	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	

運営・維持管理	運営開始の遅延	53	市の帰責事由によるもの	○	
		54	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	55	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	56	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	57	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	58	市の帰責事由によるもの	○	
		59	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	60	市の帰責事由によるもの	○	
		61	経年劣化によるもの		○
		62	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	器具備品等盗難・破損・紛失	63	不可抗力に起因する損傷等	○	○
		64	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等		○
		65	上記以外の要因による損傷等	○	
	契約不適合	66	設定期間内に本件施設の契約不適合が見つかった場合		○
		67	設定期間後に本件施設の契約不適合が見つかった場合	○	
	需要変動	68	市の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び市の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	
		69	不可抗力に起因するもの	○	○
		70	上記以外によるもの		○
	光熱水費	71	物価変動以外の要因による光熱水費の変動		○
	自主提案事業	72	自主事業、付帯事業の実施に係る全てのリスク		○
終了	性能確保	73	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	74	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続に伴うもの		○

(※1) 基準金利が上がった場合は市負担、下がった場合は事業者負担とすることを予定している。

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）等の規定に従い、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。詳細については事業契約書（案）に提示する。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することができる。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。なお、現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 国からの補助金及び地方債等

市は、本事業においての国からの補助金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、国からの補助金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、国からの補助金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、これら支援を事業者が受けることができるよう協力する。なお、市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案については令和3年第1回姫路市議会定例会に、事業契約に関する議案については、令和3年第4回姫路市議会定例会に提出する予定である。

2 指定管理者の指定

市は、事業者を本事業の指定管理者として指定する予定である。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページで公表する。

なお、第3章 3(1)②エ、オ、カの入札参加資格要件の公表は令和3年2月下旬を予定している。

4 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

5 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

6 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

姫路市都市拠点整備本部手柄山中央公園整備室 〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地 電話：079-221-2422 / FAX：079-221-2557 E-mail：tegarayama@city.himeji.lg.jp 姫路市ホームページ：https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000014218.html
--